

岩手県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市大字平田第9地割65の9・65の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。